明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産三八）　二
〔告　示〕
○中華人民共和国産及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（財務一六三）　三〇
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めた件（財務・農林水産・経済産業九）　三一
○特殊肥料等を指定する件等の一部を改正する件（農林水産一〇〇五）　三六
○肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第二条の二の規定に基づき植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料から除くものを指定する件の一部を改正する件（同一〇〇六）　三六
○肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第四条第一号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件の一部を改正する件（同一〇〇七）　三六
○肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条第八項ただし書及び同条第九項ただし書の規定に基づき指定混合肥料の保証又は主要な成分の含有量の記載の方法の特例を定める件の一部を改正する件（同一〇〇八）　三九
○肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条の二第一項、第二項、第三項及び第四項の規定に基づき普通肥料の原料の種類等の保証票への記載に関する事項を定める件の一部を改正する件（同一〇〇九）　四六
○肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件（同一〇一〇）　五三
○肥料の品質の確保等に関する法律第十七条第一項第三号の規定に基づき、同法第四条第一項第三号並びに同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料の保証票にその含有量を記載する主要な成分を定める件の一部を改正する件（同一〇一一）　一五五
○特殊肥料の品質表示基準を定める件の一部を改正する件（同一〇一二）　一九六
○肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第七条の六の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件の一部を改正する件（同一〇一三）　二〇三
○肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ニ及び第二号の規定に基づき、化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を定める件の一部を改正する件（同一〇一四）　二〇六
○肥料の品質の確保等に関する法律第二十一条第一項第一号及び第二号の規定に基づき普通肥料の表示基準を定める件（同一〇一五）　二一一
○肥料の品質の確保等に関する法律第二十二条の三第三項の規定に基づき、消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるものとして農林水産大臣が定める表示事項又は遵守事項を定める件（同一〇一六）　二一三
○肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第一条の規定に基づき、原料の範囲を限定しなければ品質の確保が困難な肥料から除くものを指定する件（同一〇一七）　二一三
○肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条第八項第三号の規定に基づき農林水産大臣の指定する有効石灰等を指定する件（同一〇一八）　二一三
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びみなみまぐろ）に関する令和三管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同一〇一九）　二一三
○農業経営収入保険に係る保険料標準率等を定める件の一部を改正する件（同一〇二〇）　二一七

〔公　告〕
諸事項
官庁
登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止、登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止、登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止、基本測量関係事項関係　二三〇
裁判所
破産、免責関係　二三三
特殊法人等
日本放送協会入札、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録関係　二四五
地方公共団体
行旅死亡人関係　二四六
会社その他
会社決算公告　二四九